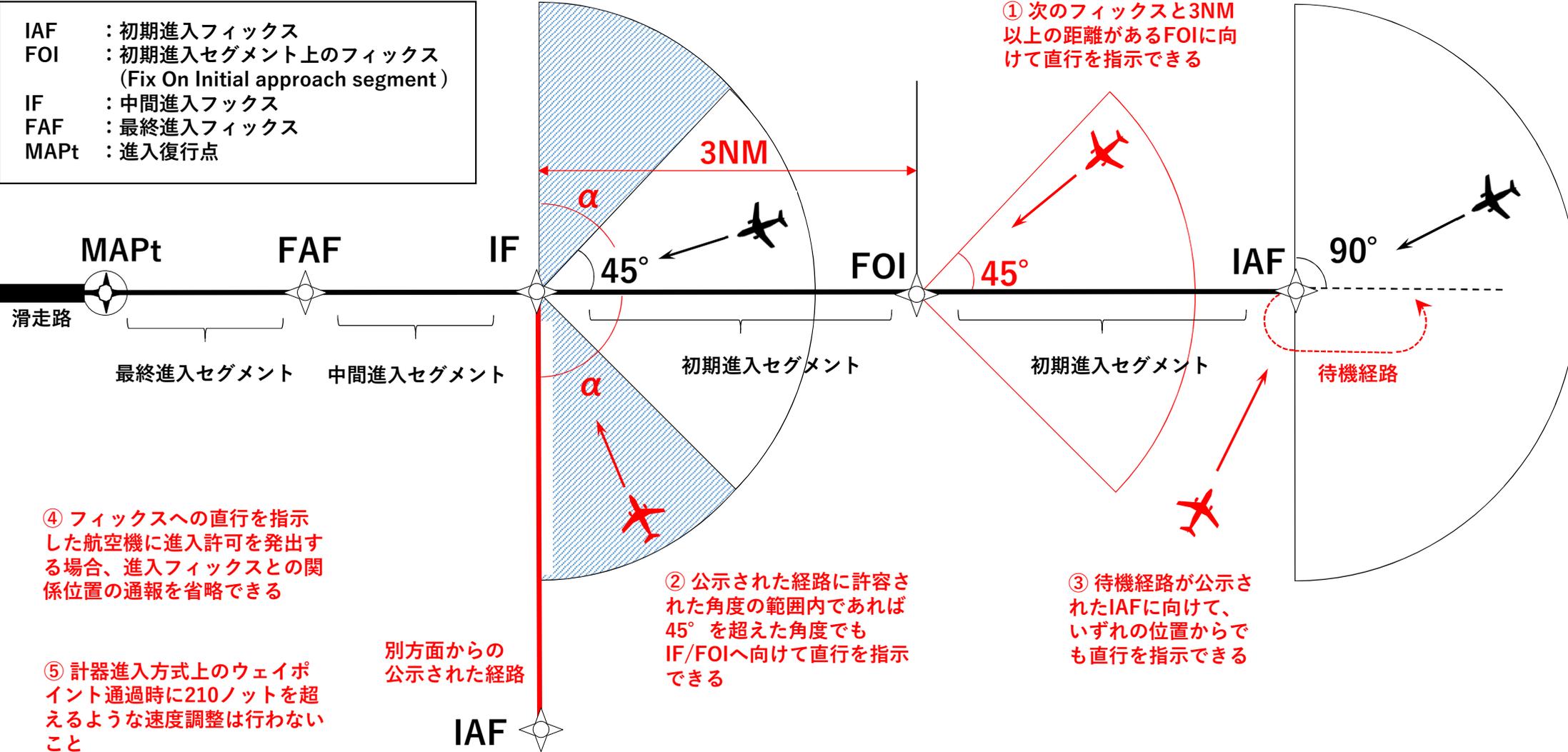


# RNP進入及びRNP AR進入に係る管制運用方式の見直し R4.10.6適用

- IAF : 初期進入フィックス
- FOI : 初期進入セグメント上のフィックス (Fix On Initial approach segment)
- IF : 中間進入フィックス
- FAF : 最終進入フィックス
- MAPt : 進入復行点



① 次のフィックスと3NM以上の距離があるFOIに向けて直行を指示できる

④ フィックスへの直行を指示した航空機に進入許可を発出する場合、進入フィックスとの関係位置の通報を省略できる

⑤ 計器進入方式上のウェイポイント通過時に210ノットを超えるような速度調整は行わないこと

② 公示された経路に許容された角度の範囲内であれば45°を超えた角度でもIF/FOIへ向けて直行を指示できる

③ 待機経路が公示されたIAFに向けて、いずれの位置からでも直行を指示できる

別方面からの公示された経路

# RNP進入及びRNP AR進入に係る管制運用方式の見直し R4.10.6適用

	誘導を終了する場合 Resume own navigation direct	管制承認をフィックスを経由 するものに変更する場合 Recleared direct	適用規定
直行可能なFIX	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期進入FIX(IAF)</li> <li>・ 初期進入セグメント上のFIX(FOI) ただし、次のFIXと3NM未満の場合は直行不可</li> <li>・ 中間進入FIX(IF)</li> </ul> ※RFレグ始点FIXへの直行は不可		(IV)レーダー使用基準 8到着機 (5)フィックスへの直行 (6)フィックスに直行させる場合の会合角 (a)イ
FIXに到達するまで維持すべき高度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MVA以上</li> <li>・ 障害物+2,000ft 以上 (※1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物+2,000ft以上</li> <li>・ MVA以上 (※2)</li> </ul>	(※1) (IV)レーダー使用基準 4レーダー誘導 (6)誘導の終了b  (※2) (II)計器飛行管制方式 1管制承認等 (8)高度の指定a(b)
進入許可発出時にFIXまで維持すべき 高度の指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進入許可発出時にFIXまで維持すべき高度を指示すること</li> </ul>		(II)計器飛行管制方式 7到着機 (7)進入許可c
速度調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RFレグでの特定速度を指定した速度調整は不可</li> <li>・ FIX通過時に公示速度より速い速度となるような速度調整は不可</li> <li>・ FIX通過時に210ktより速い速度となるような速度調整は不可</li> </ul>		(IV)レーダー使用基準 9速度調整 (6)最大調整速度(b)(c)